

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日とする)

告 示

◆ 公 告

技能検定の実施
開発行為に関する工事の完了
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

◆ 告 示

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の一部改正
土地改良区の役員のが就退任
解除予定の保安林

鳥取県告示第八百一十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協院病	鳥取市末広温泉町二五二	昭和五十四年九月一日
上村整形外科医院	鳥取市戎町一〇六	"
安 田 医 院	鳥取市青葉町一丁目三二七	"
武信産婦人科医院	鳥取市材木町一五二	"
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	昭和五十四年九月六日
野 口 内 科	米子市角盤町四丁目五	昭和五十四年九月一日
岸立外科脳神経外科医院	米子市西福原三七〇―四	"
門脇内科医院	境港市明治町一七二	"
医療法人元町病院	境港市元町一八九四―一	"

岸岡薬局	米子市両三柳二五一四	昭和五十四年九月一日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二一五	昭和五十四年九月十六日
船木齒科医院	西伯郡淀江町淀江六九二	昭和五十四年九月十五日
本家内科	八頭郡若桜町大字浅井 二五九一三	昭和五十四年九月十六日
島田産業有限公司 米子店	米子市東倉吉町六四	"
江頭齒科医院	鳥取市田園町四丁目三六一	"
井田内科医院	境港市小篠津町八九八	"

鳥取県告示第八百二号

職業訓練法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第四条第二項の規定に基づき、鳥取県職業能力開発協会に行わせる技能検定試験の手数料の額を次のとおり定め、昭和五十四年四月鳥取県告示第三百十五号（鳥取県職業能力開発協会が行う一級及び二級の技能検定試験の手数料の額について）は、廃止する。

昭和五十四年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

製造園	鋼	溶解	非鉄金属溶解	鑄鉄	鍛造	金熱処理	粉末冶金	機械加工	放電加工	金属プレス加工	鉄鋼	板金	電気めっき	アルミニウム陽極酸化処理	仕上げ	工具研削	製材の目立て	機械検査	けがき
実技試験	検定職種	手数料																	
		八千五百円																八千円	

和 紳 婦 人 子 服 製 造 裁	メ リ ヤ ス 製 造	染 織 機 調 色 整	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	農 業 機 械 整 備	建 設 機 械 整 備	縫 製 機 械 整 備	油 圧 装 置 調 整	内 燃 機 関 組 立 て	光 学 機 器 組 立 て	光 学 ガ ラ ス 研 磨	時 計 修 理	船 舶 修 装	車 両 整 備	車 両 整 備	自 動 販 売 機 調 整	家 庭 用 電 気 治 療 器 調 整	電 気 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て	ダ イ ガ ス ト	
七 千 円	八 千 円									八 千 五 百 円										

み そ 製 造	和 菓 子 製 造	洋 菓 子 製 造	石 工	陶 磁 器 製 造	ガ ラ ス 製 品 製 造	ガ ラ ス 織 維 強 化 プ ラ ス チ ック 成 形	プ ラ ス チ ック 成 形	更 生 タ イ ヤ 製 造	製 本	印 刷	製 版	紙 器 ・ ダン ボ ー ル 箱 製 造	木 工	木 型 製 作	合 板 製 造	木 工 機 械 調 整	布 は く 縫 製	メ リ ヤ ス 縫 製	帆 布 製 品 製 造	寝 具 製 造
	八 千 円		八 千 五 百 円	七 千 円				八 千 五 百 円					八 千 円				八 千 五 百 円			

昭和五十四年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

別記様式第一号の記の2の(注)の表を次のように改める。

区 分	被害農林漁業者等への貸付利率(年%)	補助割合(年%)			
		国	県	市町村	計
昭和48年6月下旬から9月上旬における長期にわたる干ばつの資金の場合	経営資金3.0以内の場合	3.575	1.282	0.643	5.5
昭和50年5月21日から6月9日までの間の降ひよう及び昭和51年5月6日から6月28日までの間の降ひようの資金の場合	6.2以内の場合	1.65	1.1	0.55	3.3
	経営資金5.2以内の場合	2.15	1.43	0.72	4.3
	3.0以内の場合	4.225	1.517	0.758	6.5
	6.05以内の場合	0.975	0.650	0.325	1.95
昭和53年7月上旬から9月中旬までの間の干ばつの資金の場合	経営資金5.05以内の場合	1.475	0.983	0.492	2.95
	3.0以内の場合	3.250	1.167	0.583	5.0
昭和54年5月23日から6月4日までの間の降ひよう以降の指定天災の資金の場合	6.05以内の場合	1.225	0.817	0.408	2.45
	経営資金5.05以内の場合	1.725	1.150	0.575	3.45
	3.0以内の場合	3.575	1.283	0.642	5.5
事業資金	6.05以内の場合	0.725	0.483	0.242	1.45

鳥取県告示第八百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北条土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 松 本 秋 東伯郡北条町大字江北大二一

昭和五十四年三月十一日開催の通常総代会において補欠選挙の結果当選し、同月十八日就任 任期昭和五十五年十月二十三日

上万土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 福 見 市 郎 西伯郡大山町上万四七五

谷 野 章 義 四四八

諸 遊 秋 夫 三

山 根 英 好 四三一

山 根 準 一 七四三

山 根 透 一 四七〇

諸 遊 透 一 一

山 根 仁 八六八

富田隆男	山根健二	田中親愛	山根栄造	入江正雄	奥田一憲	入江博	山根繁吉	入江基之	諸遊皎	四一五十四	三七一	四七二	平田一三五	長田三三〇	二九七	上万五六九	四五〇	五八八	五九四
------	------	------	------	------	------	-----	------	------	-----	-------	-----	-----	-------	-------	-----	-------	-----	-----	-----

任期満了により退任

上方土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根英好	山根功	諸遊秋夫	谷野章義	福見市郎	山根仁	諸遊透	富田隆男	山根準一	田中親愛	西伯郡大山町上方四三一	七四三	三	四四八	四五七	八六八	一	四一五十四	四七〇	四七二
---------	-----	------	------	------	-----	-----	------	------	------	-------------	-----	---	-----	-----	-----	---	-------	-----	-----

山根健二	山根栄造	入江正雄	入江博	奥田一憲	諸遊皎	山根際	諸遊忠春	平田一三五	長田三三〇	上万五六九	長田二九七	上万五九四	四三三	一〇
------	------	------	-----	------	-----	-----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	----

大鴨土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本寿雄	澁谷信好	石賀堅治	石田正二	安井一郎	蓑原久雄	藤井茂	木田吉蔵	米田剛	山本辰夫	水谷好雄	倉吉市鴨河内二五二〇一	二〇八四	福山二三四	石塚二四七	上古川一三八一	三一九	藏内七八一	小鴨四四三	中河原六〇五	北野五二一一	生田四〇六
---------	------	------	------	------	------	-----	------	-----	------	------	-------------	------	-------	-------	---------	-----	-------	-------	--------	--------	-------

昭和五十四年六月二日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同月十二日就任 任期四年

藤井 信雄 西倉吉町一六〇一—
 永田 利治 福守町五六五—
 上山 正 秋喜一四四
 任期満了により退任

大鴨土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本 寿雄 倉吉市鴨河内二五二〇—
 澁谷 信好 二〇八四
 石賀 堅治 福山二三四
 石田 正二 石塚二四七
 安井 一郎 上古川一三八—
 三一九
 蓑原 久雄 蔵内七八—
 藤井 茂 小鴨八七
 笠見 次男 三五—
 楠本 哲夫 中河原三七九—
 六〇五
 高田 晃 北野五二—
 山本 辰夫 生田四一六—
 浅田 和之 福守町五六五—
 永田 利治 秋喜一四四
 上山 正

昭和五十四年七月二十八日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、同年八月九日就任 任期三年

上北条土地改良区

退任した役員の氏名及び住所
 理事 山本 春信 倉吉市小田一三一
 昭和五十四年七月三十一日一身上の都合により退任

鳥取県示第八百五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字川上字駄床三九四の一、字大鮎三二三の一、字上大鮎三二一、字大連レ三一九の一、字寺所三〇七の一、字口無シ谷三四四の一（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項の規定に
基づき、末恒団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和五十四年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七二番地 鳥取県住宅供給公社

二 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七二番地

三 事業施行期間

第三工区

昭和四十七年十月二十七日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 施行地区

第三工区

鳥取市三津字西傍示ノ巻、字西傍示ノ式、字鳥打場ノ一及び字鳥打

場ノ二の各一部並びに伏野字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田

ノ一の各一部

五 施行認可の年月日

昭和四十七年十月二十三日

六 事業年度

昭和四十七年度から昭和五十四年度まで

七 公告の方法

鳥取市東町一丁目二七二番地 鳥取県住宅供給公社掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十四年九月十三日

鳥取県告示第八百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用
する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画公園の
変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい
て準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に
おいて公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年
法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十七年十二月十五日 鳥取県指令受米土総第千百二十五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市和田町字荒山
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市上後藤六五番地二一
有限会社吉田木材店
代表取締役 吉田米松

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和54年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和54年9月18日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 実施する検定職種
機械検査、時計修理、建設機械整備、農業機械整備、紳士服製造、寝

具製作、メリヤス縫製、洋菓子製造、和菓子製造、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・ダンボール箱製造、建築大工、かわらぶき、型わく施工、鉄筋組立て、カーテン施工、ガラス施工、機械製図、電気製図、配管、防水施工、サツシ施工、製材のこ目立て、天井仕上げ施工、鍛造、みそ製造、浴そう設備施工

- 2 検定の等級
技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。
ただし、浴そう設備施工については、等級を分けないで行う。

- 3 検定の方法
技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

- 4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和54年11月30日（金）から昭和55年2月29日（金）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和54年11月14日（水）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

エ 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査、時計修理、建設機械整備、農業機械整備、紳士服製造、寝具製作、メリヤス縫製、洋菓子製造、和菓子製造	昭和55年 2月10日(日)
冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・ダンボール箱製造、建築大工、かわらぶき、型わく施工、鉄筋組立て、カーテン施工、ガラス施工、機械製図、電気製図、鍛造	昭和55年 2月17日(日)
防水施工、サツシ施工、製材のこ目立て、天井仕上げ施工、配管、みそ製造、浴そう設備施工	昭和55年 2月24日(日)

4 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合、にその資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目305 鳥取県職業能力開発協会
(電話鳥取22-8494)

(3) 受付期間

昭和54年10月8日(月)から同月19日(金)まで(郵送による場合)

は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、50円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	8,000円
時 計 修 理	8,500円
建 設 機 械 整 備	8,500円
農 業 機 械 整 備	8,500円
紳 士 服 製 造	8,000円
寝 具 製 作	8,500円
メリヤス縫製	8,500円

洋 菓 子 製 造	8,000円
和 菓 子 製 造	8,000円
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	8,500円
和 裁	7,000円
紙 器 ・ 段 ボ ー ル 箱 製 造	8,500円
建 築 大 工	8,500円
か わ ら ぶ き	8,500円
型 わ く 施 工	8,500円
鉄 筋 組 立 て	8,500円
カ ー テ ン 施 工	8,500円
ガ ラ ス 施 工	8,500円
機 械 製 図	5,000円
電 気 製 図	5,000円
配 管	8,500円
防 水 施 工	8,500円

サ ッ シ 施 工	8,500円
製 材 の こ 目 立 て	8,500円
天 井 仕 上 げ 施 工	8,500円
鍍 造	8,500円
み そ 製 造	8,500円
浴 そ う 設 備 施 工	8,500円

1 学科試験の手数料

1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和55年3月28日(金)書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和55年 8月28日の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月十円(送料を含む。)】